

能登町木質バイオマスストーブ補助金交付要綱

平成21年3月31日

告示第33号

(趣旨)

第1条 この告示は、持続可能な循環型社会の構築や地球温暖化の防止策として、木質バイオマス資源を燃料とするストーブ（以下「ストーブ」という。）の普及を促進するため、当該ストーブの設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該に定めるところによる。
ストーブの設置 建物に固定するための工事を伴うものをいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、本町内に住所を有する者又は町長が適当であると認める団体であって、本町内に存する住宅若しくは事業所又は活動施設（団体の活動のために使用する集会所その他の施設をいう。）にストーブを設置するものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- 2 補助金の交付は、1世帯又は1事業所につき1回限りとし、申請者は世帯主、自事業所等の代表者が行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、ストーブを購入した日の属する年度内に当該ストーブの設置を完了しない者又は、町税等を滞納している者に対しては、補助金は交付しないものとする。
- 4 木質バイオマスストーブの使用状況等について、町が行う利用状況調査報告に協力するものとする。

(補助金の交付の対象となるストーブ)

第4条 補助金の交付の対象となるストーブは、各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 木質ペレット（間伐材、端材等の木材を粉碎したものを円筒状に固めたものをいう。）を燃料として使用し、安定した燃焼を確保するため、燃料の定量的な供給ができる構造であり、未使用のストーブであること。
- (2) 薪（木材及び木材の廃材）を燃料に使用した、未使用のストーブであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ストーブ1基分の購入に要する費用の額の2分の1に相当する額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と

し、その額は、50,000円を超えないものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ストーブの設置を完了した日から起算して15日を経過する日(その日が当該設置を完了した日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置を完了した日の属する年度の3月31日)までに、能登町木質バイオマスストーブ補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、町長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。また、申請者と請求者は同一でなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び確定した額を当該申請した者に対し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

3 申請者は補助金交付決定通知を受けてから2週間以内に請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

(利用状況調査報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、交付年度及び翌年度における木質バイオマスストーブ利用状況調査報告書(第4様式)を申請年度後の5月末までに町長に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月1日告示43号)

(施行期日)

1 この告示は平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、従前の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、それぞれこの告示の相当規定によりなされたとみなす。